

前払金・中間前払金の限度額の廃止について（お知らせ）

公共工事の円滑な施工確保に関し、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工の確保が図れるよう、令和8年4月1日から前払金・中間前払金の限度額（1億円）を廃止します。

1 改正内容

（改正前）

前払金	：請負金額の10分の4以内（限度額は1億円）。
中間前払金	：請負金額の10分の2以内（限度額は1億円）。ただし、前払金及び中間前払金の合計額が請負金額の10分の6以内。

（改正後）

前払金	：請負金額の10分の4以内。
中間前払金	：請負金額の10分の2以内。ただし、前払金及び中間前払金の合計額が請負金額の10分の6以内。

2 施行期日

令和8年4月1日以降に公告、入札通知、見積依頼をする案件より適用